【資料2】

R5.8.29大阪府国民健康保険 運営協議会資料より抜粋

次期大阪府国民健康保険運営方針(素案) 概要

ポイント

本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と 43 市町村の国保が「<u>大阪府で一つの国保</u>」として、基本的な考え方となる二本柱を 運営の基本として、府と市町村の適切な役割分担に基づく三つの施策を推進し、めざす方向性について共有するための方針として策定する。

基本的事項

■根拠規定 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2

■策定年月日 令和5年12月(予定)

■対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間

(策定後、3年をめどに必要に応じて見直し)

国保制度のあるべき姿

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を 国において一元的に担うことが本来の姿

これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

府における国保制度運営における基本的な考え方

幸 的な者

「大阪府で一つの国保」 として、

- 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
- 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
- の二本柱を運営の基本とする

- 保険財政の安定的運営
- 2 予防・健康づくり、医療費の適正化
- ❸ 事業運営の広域化・効率化

の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

めざす方

被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、 人生 100 年時代を見据えた健康の保持に資するための、 安定的かつ持続可能な制度を実現

三つの施策を推進するための主な取組内容

● 保険財政の安定的運営

- 1 国保の医療に要する費用・財政見通し
 - ・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る

2 市町村における保険料の標準的な算定方法

- ・市町村標準保険料率は府内完全統一(府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額)
- ・市町村ごとの医療費水準は反映しない
- ・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る
- ★(事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の 財政調整機能の活用等)

3 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- ・収納率の向上を図るための目標収納率の設定
- ・目標収納率達成に向けた取組の推進(収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応)

4 市町村における保険給付の適正な実施

- ・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化
- ・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

2 予防・健康づくり、医療費の適正化

5 医療費の適正化の取組

- ・保健事業(健康づくり、生活習慣病重症化予防等)の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす
- ・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施

6 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

・地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携

❸ 事業運営の広域化、効率化

7 市町村が担う事務の標準的・広域的及び効率的な運営の推進

- ・被保険者証(資格確認書)の様式・更新時期・有効期間等の統一
- ・広報事業の共同実施(府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動)

8 施策の実現のために必要な市町村間相互の連絡調整

- ・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施
- ・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整

財政調整事業の検討結果について

【資料2】

R5.8.29 大阪府国民健康保険 運営協議会資料より抜粋

① 事業費納付金を通じた保険料抑制

【基本的な考え方】

令和6年度の保険料完全統一後は、各市町村単位での保険料抑制ができなくなることを踏まえ、市町村国民健康保険特別会計の財源を一部活用することにより、府内統一保険料抑制の仕組みを構築する。

具体的には、1人あたり保険料抑制額を定め、当該抑制額に各市町村の被保険者数を乗じた額を事業費納付金として府に納付することで、府内統一保険料を抑制するスキームとし、1人あたり保険料抑制額については、公平性の観点も踏まえ、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、実施の可否も含めて、広域化調整会議における協議により決定する。

【検討結果】

項 目	内容
① 納付方法	・公平性の観点から、市町村の <u>被保険者1人あたり額</u> を納付額の算出根拠として設定し、事業費納付金の一部として納付。 【令和6~8年度における納付方法】 要調整団体も含め納付可能な3年分割(令和6~8年度)により納付 R6:681円/人 R7:680円/人 R8:680円/人
② 抑制効果額(1人あたり額)	・公費の年度間の変動幅を参考として、「1人あたり額」を算出。 ・1人あたり保険給付費・1人あたり後期高齢者支援金・1人あたり介護納付金」に占める「1人あたり普通調整交付金」の割合の直近3ヶ年平均値と最低値の差を「1人あたり額」として設定。(令和3~5年度ベース:2,041円)
③ 今後の事業実施の考え方	・保険料完全統一後の市町村国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえ、実施の可否及び1人あたり保険料抑制額を決定。